35　国際調整官は、命を受けて、安全政策課の所掌に属する国際関係事務に関する特定事項についての国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務（安全管理推進官、運航基準高度化企画調整官、航空事業安全推進官、外国航空機安全対策官、小型航空機安全対策官、養成企画調整官、空港安全国際調整官及び航空保安国際業務推進官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（無人航空機企画調整官）

第百二十六条　無人航空機安全課に無人航空機企画調整官一人を置く。

2　無人航空機企画調整官は、命を受けて、無人航空機安全課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

14　国際調整官は、命を受けて、安全企画課の所掌に属する国際関係事務に関する特定事項についての国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務（安全管理推進官、空港安全国際調整官及び航空保安国際業務推進官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（航空事業安全監査室及び乗員政策室並びに運航基準高度化企画調整官、航空事業安全推進官、運航審査官、外国航空機安全対策官、小型航空機安全対策官、整備審査官、養成企画調整官及び航空従事者試験官）

第百二十六条　運航安全課に、航空事業安全監査室及び乗員政策室並びに運航基準高度化企画調整官及び航空事業安全推進官それぞれ一人、運航審査官六人以内、外国航空機安全対策官及び小型航空機安全対策官それぞれ一人、整備審査官並びに養成企画調整官一人及び航空従事者試験官十三人以内を置く。

2　航空事業安全監査室は、航空機の航行の安全の確保並びに航空機の整備に係る航空運送事業及び航空機使用事業に関する業務の監査に関する事務をつかさどる。

3　航空事業安全監査室に、室長を置く。

4　乗員政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空従事者に関する技能証明、航空英語能力証明、計器飛行証明及び操縦教育証明並びに運航管理者の技能検定に係る試験制度に関する企画及び立案並びに国際機関その他の関係者との連絡調整に関すること。

二　航空従事者の養成に関すること（養成企画調整官の所掌に属するものを除く。）。

三　航空従事者の医学的な適性を確保するための航空身体検査証明に関すること。

5　乗員政策室に、室長を置く。

6　運航基準高度化企画調整官は、航空機の航行の安全の確保に関する基準の高度化に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（交通管制部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

7　航空事業安全推進官は、航空運送事業及び航空機使用事業に係る航空機の航行の安全の確保に関する政策の企画及び立案並びに推進並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

8　運航審査官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　機長の認定及び査察操縦士の指名に係る審査に関すること。

二　航空機の航行の安全の確保に係る外国航空機及び航空運送事業の用に供する航空機の監督に関すること。

9　運航審査官のうちから国土交通大臣が指名する者を首席運航審査官とする。

10　首席運航審査官は、運航審査官の所掌に属する事務を統括する。

11　外国航空機安全対策官は、外国航空機の航行の安全の確保に係る企画及び立案並びに国際機関、外国の行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（運航基準高度化企画調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

12　小型航空機安全対策官は、小型航空機の航行の安全の確保に係る企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（運航基準高度化企画調整官及び外国航空機安全対策官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

13　整備審査官は、命を受けて、整備規程の認可に係る審査その他航空機及びその装備品の整備に係る審査、検査及び指導に関する事務を分掌する。